



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277

FAX: 03-3526-4276

担当: 竹延

女性役員も社会保険料免除の措置は受けられますか？

今回のあおぞらレターでは平成26年4月から始まった「産休中の社会保険料免除の取扱手続」について、女性の役員が産休取得者の場合にも休業や保険料免除を受けられるか考えてみたいと思います。



女性役員も免除か
妊娠後の社会保険料

問 当社の女性役員が妊娠したとのことですが、育介休業法で定める育見休業は取得できるのでしょうか。産前産後の休業中も含め、社会保険料はどう扱いますか。【青森・C社】

答 育介休業法でいう育見休業とは、「労働者」が子を養育するためにする休業をいい、労働者とは、労基法の定義と同義であると

休業の取得について

そもそも「女性役員」が育見休業や産前産後休業を取得できるのでしょうか？

役員は労働者には当たりません。健康保険の被保険者資格ですが、法人の理事、監事、取締役等の代表者であつ

健保

て、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として資格を取得するとしてい

ます(昭24・7・28保発74号)。

産前42日(多胎妊娠の場合は98日)産後56日の産前産後休業中の保険料免除は、健保法159条

休業	休業の意味	「女性役員」取得可否
育見休業	「労働者」が子を養育するための休業 →「労働者」とは労働基準法の定義と同じ →事業主体と使用従属関係にない役員は対象外	取得できない
産前産後休業	「女性」が出産の前後に請求する休業	取得できる

3で定めています。産休を取得している「被保険者」を使用する事業主が申出をしたときは、保険料は徴収しないとしてい

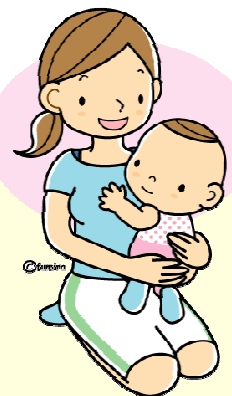
ます。法人の役員等で育休を取得できない場合でも、健保の被保険者であれば産休中の保険料は免除されます。

保険料の免除について

- 産休中の「被保険者」を使用する事業主が申し出をしたときは保険料免除
- 「被保険者」とは法人の理事、監事、取締役等の代表者であつて、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として資格を取得する健康保険料(第159条の3)厚生年金保険料(厚生年金保険法第81条の2の2 など)

女性役員も免除の対象

- 女性役員等で「育休」を取得できない場合でも、「産休」は取得でき、健康保険等の被保険者であれば「産休」中の保険料は免除されることになります。
- 法律で対象が「労働者」と記載されているのか、あるいは「女性」「被保険者」と記載されているかによって対応が変わりますのでご注意ください。



平成26年4月28日付
労働新聞より

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277